

船橋市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 この要綱は、本市に所在する既存の小規模福祉施設におけるスプリンクラー設備等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、小規模福祉施設における防火対策を強化し利用者の生命の安全を確保することを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 この補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、船橋市内に開設されている老人短期入所施設、有料老人ホーム及び宿泊を伴う高齢者施設（別表の第1欄に定める区分に規定する面積未満のものに限る）とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象施設について、平成29年度中に新たに行うスプリンクラー設備等整備事業のうち、市長が認めたものとする。

2 前項のスプリンクラー設備等は、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令に定める基準を満たすものでなければならない。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付単価は別表に定めるとおりとし、算定にあたっては第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする場合は、小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し交付の可否を決定し、その旨を小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(交付の条件)

第7条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、第

8号様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業完了日に属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

（変更等の承認等）

第8条 第6条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1号から第2号の規定による承認を受けようとする場合は、小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し承認の可否を決定し、その旨を小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助事業計画変更（中止・廃止）可否決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（実績報告の提出）

第9条 実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金実績報告書（第5号様式）により、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

（補助金の交付の時期）

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付請求書（第7号様式）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消等）

第12条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく小規模福祉施設を閉鎖し、又はその用途を変更したとき。
- (4) この要綱若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わ

なかったとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算から平成23年度予算にかかる補助金まで適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年度予算にかかる補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、平成25年度予算にかかる補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度予算にかかる補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行し、平成28年度予算にかかる補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月5日から施行し、平成29年度予算にかかる補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別表

1 区分	2 交付基準単価	3 単位
スプリンクラー設備 (1,000㎡未満)	9,260円	対象施設ごと 1㎡あたり
スプリンクラー設備 (1,000㎡未満であって、水圧等の 問題で消火ポンプを併せて整備する場 合)	9,260円/㎡ +2,320千円 (消火ポンプ整備に係る 費用)(上限)	対象施設ごと
自動火災報知設備 (300㎡未満)	1,030千円(上限)	施設数
消防機関へ通報する火災報知設備 (500㎡未満)	310千円(上限)	

小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付申請書

船橋市長 あて

住 所

事業者名

代表者名



小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 施設の名称 | 名 称 |
| | | 所在地 |
- 2 経費所要額調書（別紙1）
 - 3 事業計画書（別紙2）
 - 4 添付書類
 - ① 収入支出予算書抄本（別紙3）
 - ② 配置図
 - ③ 各階平面図（部屋等ごとの面積が入ったもの）

（併設施設等の場合、専有・共有部分を色分けにより明示したもの）
 - ④ 求積図（併設施設等の場合、共有部分をそれぞれの施設の専有面積で面積按分すること）
 - ⑤ 工程表
 - ⑥ 契約書及び内訳書の写し
 - ⑦ 着工前の工事個所の写真
 - ⑧ 工事整備対象設備等着工届出書（消防法第17条の14）の写し
 - ⑨ 入札結果報告書

第1号様式（別紙1）

経費所要額調書

施設の名称

	総事業費 A	工事延床面積 B	対象延床面積 C (≦B)	対象工事費 D (≦A)	補助基準額 E	補助金所要額 F
スプリンクラー設備	円	m ²	m ²	円	(9,260円×C) 円	円
消火ポンプ設備	円			円	円	円
自動火災報知設備	円			円	円	円
消防機関へ通報する 火災報知設備	円			円	円	円
合計	円			円	円	円

※B及びC：小数点1位以下は四捨五入

※D及びE：千円未満切り捨て

※F＝DとEのいずれか低い額

第1号様式（別紙2）

事業計画書

1 施設の名称及び所在地

名 称
所在地
施設種別

2 施設の構造及び規模

(1) 建物の構造 _____ 造 _____ 階建て
 (2) 建物延床面積 _____ m²
 (3) 施設延床面積 _____ m²
 (4) 建物の所有関係 自己所有 借家

3 事業費及び財源内訳

	事業費 A	財源内訳				合 計 F
		市補助金 B	設置者負担金			
			一般財源 C	借入金 D	その他 E	
スプリンクラー 設備	円	円	円	円	円	円
消火ポンプ設備	円	円	円	円	円	円
自動火災報知設備	円	円	円	円	円	円
消防機関へ通報 する火災報知設備	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円

※A=F
 ※F=B+C+D+E

4 施工期間

契約（予定）年月日 年 月 日
 着工（予定）年月日 年 月 日
 完成（予定）年月日 年 月 日

第1号様式（別紙3）

収入支出予算書抄本

（収入）

大区分	中区分	金額	説明
補助金収入	設備等整備補助金	円	船橋市小規模福祉施設 スプリンクラー設備等 整備費補助金
小 計		円	
	自己資金	円	
合 計		円	

（支出）

大区分	中区分	金額	説明
固定資産取得支出	設備取得支出	円	スプリンクラー設備等 取得費用
合 計		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住 所

事業者名

代表者名



第2号様式

小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

船橋市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付要綱第7条による。

2 交付しない。

理由

第3号様式

小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

事業者名

代表者名



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備事業を

計画変更

中 止 したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

廃 止

記

1 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日

2 計画変更、中止又は廃止の理由

3 補助事業の内容（計画変更の場合）

変更前

変更後

第4号様式

小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助事業計画変更（中止・廃止）可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備事業の

計画変更

中 止 について、下記のとおり決定したので通知します。

廃 止

記

1 承認する。

2 承認しない。

理由

第5号様式

小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

事業者名

代表者名



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 経費所要額精算書（別紙1）
- 2 事業実績報告書（別紙2）
- 3 添付書類
 - ① 収入支出決算見込書抄本（別紙3）
 - ② 消防用設備等検査済書の写し
 - ③ 建物の平面図（スプリンクラー及び消火ポンプ、自動火災報知設備等の設置個所が分かる図面）
 - ④ 工事の完成を確認できる写真
（上記写真の撮影位置を平面図に記入して下さい。）
 - ⑤ その他参考となる資料

第5号様式（別紙1）

経費所要額精算書

施設の名称

	総事業費 A	工事延床面積 B	対象延床面積 C (≦B)	対象工事費 D (≦A)	補助基準額 E (9,260円×C)	補助金所要額 F	交付決定額 G
スプリンクラー設備	円	m ²	m ²	円	円	円	円
消火ポンプ設備	円			円	円	円	円
自動火災報知設備	円			円	円	円	円
消防機関へ通報する 火災報知設備	円			円	円	円	円
合計	円			円	円	円	円

※B及びC：小数点1位以下は四捨五入

※D及びE：千円未満切り捨て

※F=DとEのいずれか低い額

第5号様式（別紙2）

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

名称
所在地
施設種別

2 施設の構造及び規模

(1) 建物の構造 _____ 造 _____ 階建て
 (2) 建物延床面積 _____ m²
 (3) 施設延床面積 _____ m²
 (4) 建物の所有関係 自己所有 借家

3 事業費及び財源内訳

	事業費 A	財源内訳				合計 F
		市補助金 B	設置者負担金			
			一般財源 C	借入金 D	その他 E	
スプリンクラー設備	円	円	円	円	円	円
消火ポンプ設備	円	円	円	円	円	円
自動火災報知設備	円	円	円	円	円	円
消防機関へ通報する火災報知設備	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円

※A=F

※F=B+C+D+E

4 施工期間

契約年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 着工年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 完成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

収入支出決算見込書抄本

（収入）

大区分	中区分	金額	説明
補助金収入	設備等整備補助金	円	船橋市小規模福祉施設 スプリンクラー設備等 整備費補助金
小 計		円	
	自己資金	円	
合 計		円	

（支出）

大区分	中区分	金額	説明
固定資産取得支出	設備取得支出	円	スプリンクラー設備等 取得費用
合 計		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住 所

事業者名

代表者名



第6号様式

小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |

第7号様式

小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

事業者名

代表者名



小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 円

交付決定日 年 月 日

2 交付確定額 円

交付確定日 年 月 日

3 交付請求額 円

4 振込先

振込先	銀行 支店	
	(銀行コード 支店コード)	
	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 座番号
	フリガナ	
	名義人氏名	

第8号様式

小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金

年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

事業者名

代表者名



年 月 日付け 第 号で交付確定のあった小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記の通り報告します。

記

- 1 補助金交付確定額 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
(要交付金返還相当額)
円
- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）